

三重県地域産業振興条例について

1. 検討会

- ・平成 16 年 3 月～平成 17 年 10 月
- ・計 23 回
- ・関係団体との意見交換（計 2 回、10 団体）
※農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会、森林協会、森林組合連合会、木材組合連合会、
連合三重、商工会連合会、商工会議所連合会、中小企業団体中央会、中小企業家同友会
- ・執行部との協議（計 8 回）
- ・パブリックコメント

2. 主な論点

(1) 条例の対象とする産業の範囲及び地域性

ア. 結論

農林水産業と商工業（1～3次産業）をまとめて一本の条例とし、「地域」という視点を規定する。

イ. 主な理由

- ・産業資源の蓄積の状況が地域により異なるため、県内一律の産業振興施策ではなく、地域の特性に応じた産業の振興を計画的に推進する必要がある。
- ・地域では各産業の連携が深く、産業間の横断的な施策を行う必要がある。

(2) 条例の性格

ア. 結論

理念条例とし、具体的な施策の内容についてまで規定しない。

イ. 主な理由

- ・具体的な施策の実施については、基本方針に基づいて県と当事者が状況に応じ適宜判断し実施したほうが効果的。

3. 条例の特徴

- ・第 1 条において基本理念、第 5 条において基本方針を規定し、産業振興に関する基本的な考え方とその施策の方向について定めている。
- ・第 6 条（地域の特性に応じた産業の振興）において、県と地域住民等が協働により、地域の特性に応じた産業振興施策を体系的に組み立てて実施していくことを定めている。